

平成23年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第82号 不受理処分取消等請求事件

判 決

原 告

同所

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

榊 原 富 士 子
打 越 さ く 良
大 谷 美 紀 子
折 井 純
金 塚 彩 乃
川 見 未 華
橋 高 真 佐 美
塩 生 朋 子
竹 下 博 將
淵 上 陽 子
吉 岡 睦 子
小 島 延 夫

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

被 告

同代表者兼処分行政庁

荒 川 区
荒 川 区 長
西 川 太 一 郎

主 文

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

荒川区長が平成23年1月4日付けで原告らに対してした婚姻届不受理処分を取り消す。

第 2 事 案 の 概 要

本件は、原告らが、届書に婚姻後に夫婦が称する氏として夫の氏及び妻の氏のいずれをも記載して婚姻の届出をしたところ、これにつき夫婦の氏の選択がされていないとの理由で不受理とした荒川区長の処分（以下「本件不受理処分」という。）について、違憲、違法な点があると主張して、その取消しを求めた事案である。

第 3 当 裁 判 所 の 判 断

- 1 戸籍法は、各種の届出の不受理を含む戸籍事件（同法124条に規定する請求に係るものを除く。以下同じ。）について、市町村長の処分を不当とする者は家庭裁判所に不服の申立てをすることができる旨（同法121条）を定めた上で、上記の不服の申立ては、家事審判法の適用に関しては、同法9条1項甲類に掲げる事項とみなす旨（戸籍法122条）を定めていて、これらは、東京都にある特別区の区長に準用されている（同法4条前段）。そして、家事審判法は、家庭裁判所は、同法に定めるもののほか、他の法律において特に家庭裁判所の権限に属させた事項についても、審判を行う権限を有する旨（同法9条2項）を定め、また、同法に定めるもののほか、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める旨（同法8条）を定めており、これに基づき、特別家事審判規則13条以下の規定が定められているところ、これらの法律の規定は、戸籍事件についての不服の申立てに関しては、行政事件訴訟の方法による救済よりも、戸籍事件に係る事柄にふさわしい態勢を備えて常時関与している家庭裁判所による救済の方が適切であるとの立法政策上の判断の下に定められたもので、上記の戸籍法の規定は、行政事件訴訟法1条にいう「特別の

定め」に該当するものと解される。

そうすると、婚姻の届出につき不受理とする処分の適否は、家事審判手続において判断されるべきものであって、行政事件訴訟を提起して争うことはできず、本件を、行政事件訴訟法7条によりその例によるとされる民事訴訟法16条の規定により家庭裁判所に移送することもできないというべきである（最高裁昭和35年（オ）第294号同38年11月15日第二小法廷判決・民集17巻11号1364号参照）。

- 2 原告らは、本件不受理処分は婚姻の成否という権利義務を形成するものであって行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分」に該当する旨主張し、また、婚姻の届出につき不受理とする処分についての不服の申立てに対する裁判は、終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とするもの（最高裁昭和41年（ク）第402号同45年6月24日大法廷決定・民集24巻6号610頁参照）に当たり、このような裁判に係る事件については行政事件訴訟として公開法廷における審理等が認められるべきものである旨主張して、本件各訴えは適法であるとする。

しかしながら、いわゆる私権に関する裁判をいかなる手続法によらしめるかは、基本的に事件の種類や性質に応じて立法により定め得る事項であるところ（最高裁昭和24年（オ）第182号同33年3月5日大法廷判決・民集12巻3号381頁参照）、1に述べたような立法政策上の判断の下に戸籍事件についての不服の申立てに関して定める戸籍法等の規定において、戸籍事件に係る処分の全部又は一部につき別に行政事件訴訟法に基づき処分の取消しの訴え等を提起することができるものとする趣旨と解すべきものは見当たらない。

また、本件で原告らが問題とする婚姻後に夫婦が称する氏については、これを婚姻の届出に係る届書に記載すべきものとされているところ（戸籍法74条1号）、一般に、婚姻の届出につき不受理とした市町村長等の処分について同法121条の規定に基づき不服の申立てがされた場合に、家庭裁判所は、当該

市町村長等の認定判断の当否を審理し、不服の申立てに理由があると認めるときは、当該市町村長等に相当の処分を命ずるのであって（特別家事審判規則15条）、家事審判法9条1項甲類に定められている事項についてのもと同様に、その裁判は、法律によって裁判所の権限に属させることが定められたいわゆる後見的な立場からの作用の性質のものというべきであり、原告らの主張するような内容又は性格のものであるとは解し難い。民法は、婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによってその効力を生ずる旨（同法739条1項）を定めているが、婚姻の届出につき不受理とした市町村長等に対して相当の処分を命ずる家庭裁判所の裁判がされても、そのことによって同項に定める効果が生ずるものではなく、改めて市町村長等が婚姻の届出を受理して、初めて、上記の効果が生ずるものであって、上記の効果は、婚姻の届出につき同法が上記の裁判とは別に特に定めたものというべきであり、婚姻の届出に上記の効果があるとしても、そのことにより既に述べたところが左右されるものではない。

そして、他に、上記の原告らの主張を採用すべきものと解すべき法令上の根拠等は見当たらない。

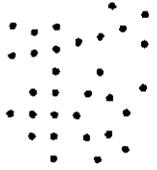
- 3 以上によれば、本件各訴えは、その余の点について判断するまでもなく、不適法なものであるといわざるを得ず、その不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用して、口頭弁論を経ないでこれらをいずれも却下することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八 木 一 洋

裁判官 中 島 朋 宏

裁判官 齊 藤 敦



これは正本である。

平成 23 年 2 月 24 日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 玄長 恵子

